その⑴

【必要事項記載部分】［略］	【投票記載部分】［略］
	（切り取り線）
（切り取り線） ファクシミリ送信時の用紙の向き ※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。	

【注意事項記載欄】

［１・２　略］

３　出航後に船員が２人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第59条の６第８項の請求を受けた場合において、船員の数が２人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、２欄に必要事項を記載し、３欄には当該船員が法第49条第８項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、４欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記１⑵③及び２⑵①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、５欄には何も記載しないでください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会　印

備考

［一～六　略］

七　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に、令第五十九条の六の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄及び「２．不在者投票管理者等の記載事項」欄中「②指定船舶等の名称」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。

［八　略］

第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係）

［様式　略］

備考

［１　略］

２　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第24号様式その一の備考13に準ずる。

その⑴

【必要事項記載部分】［同左］	【投票記載部分】［同左］
	（切り取り線）
（切り取り線） ファクシミリ送信時の用紙の向き ※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。	

【注意事項記載欄】

［１・２　同左］

３　出航後に船員が２人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第59条の６第８項の請求を受けた場合において、船員の数が２人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、２欄に必要事項を記載し、３欄には当該船員が第49条第８項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、４欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記１⑵③及び２⑵①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、５欄には何も記載しないでください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会　印

備考

［一～六　同上］

七　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に、令五十九条の六の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄及び「２．不在者投票管理者等の記載事項」欄中「②指定船舶等の名称」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。

［八　同上］

第二十五号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第十四条関係）

［様式　同左］

備考

［１　同左］

２　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第24号様式その一の備考11に準ずる。